

奈良県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第七十七号

奈良県税条例等の一部を改正する条例

(奈良県税条例の一部改正)

第一条 奈良県税条例(昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項第一号ア中「百分の〇・七二」を「百分の一・二」に改め、同号イ中「百分の〇・三」を「百分の〇・五」に改め、同号ウの表中「百分の三・一」を「百分の一・九」に、「百分の四・六」を「百分の二・七」に、「百分の六」を「百分の三・六」に改め、同条第三項第一号ア中「百分の〇・七二」を「百分の一・二」に改め、同号イ中「百分の〇・三」を「百分の〇・五」に改め、同号ウ中「百分の六」を「百分の三・六」に改める。

附則第七条の三の二中「平成二十七年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に、「百分の三・一」とあるのは「百分の一・六」を「百分の一・九」とあるのは「百分の〇・三」に、「」を「百分の四・六」を「」を「百分の二・七」に、「百分の二・三」を「百分の〇・五」に、「百分の六」とあるのは「百分の三・一」を「百分の三・六」とあるのは「百分の〇・七」に改める。

附則第七条の三の三第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「第三十七条の十三第一項第一号」を「同号」に、「においては」を「」に、「同条第一項」を「同項」に改める。

附則第七条の三の四中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附則第八条の五の二中「においては」を「」に、「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附則第八条の六第二項第二号に次のように加える。

オ 車両総重量が七・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この条において「平成二十八年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

附則第八条の六第三項第二号に次のように加える。

オ 車両総重量が七・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

附則第八条の六第四項第二号に次のように加える。

オ 車両総重量が七・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

附則第九条第一項中「。次項において同じ」及び「。同項において同じ」を削り、

「次項及び第四項第三号」を「第三項第三号」に、「当該各号に定める年度以後の年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同項第一号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同項第二号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項の」を「前項の」に改め、「又は第二項」を削り、「から第三項まで」を「及び第二項」に改め、同項を同条第二項とし、同条中第四項から第七項までを削り、同条第八項第二号中「、平成二十一年天然ガス車基準」を「、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（同法第四十条第三号に規定する車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（第四号

及び第五号において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に改め、同項第三号中「充電機能付電力併用自動車」の下に「（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則で定めるものをいう。）を加え、同項第四号中「エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率（以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。）に、「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」を「道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの（次項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）に改め、同項を同条第三項とし、同条第九項中「第四項の」を「次の」に改め、同項に次の表を加える。

第五十七条第一項第一号ア	
七、五〇〇円	四、〇〇〇円
八、五〇〇円	四、五〇〇円
九、五〇〇円	五、〇〇〇円
一三、八〇〇円	七、〇〇〇円
一五、七〇〇円	八、〇〇〇円
一七、九〇〇円	九、〇〇〇円

第五十七条第一項第二号ア	第五十七条第一項第一号イ														
	六、五〇〇円	一一一、〇〇〇円	八八、〇〇〇円	七六、五〇〇円	六六、五〇〇円	五八、〇〇〇円	五一、〇〇〇円	四五、〇〇〇円	三九、五〇〇円	三四、五〇〇円	二九、五〇〇円	四〇、七〇〇円	二七、二〇〇円	二三、六〇〇円	二〇、五〇〇円
	三、五〇〇円	五五、五〇〇円	四四、〇〇〇円	三八、五〇〇円	三三、五〇〇円	二九、〇〇〇円	二五、五〇〇円	二二、五〇〇円	二〇、〇〇〇円	一七、五〇〇円	一五、〇〇〇円	二〇、五〇〇円	一四、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	一〇、五〇〇円

第五十七条第一項第二号イ														
三、五〇〇〇円	三、〇〇〇円	二、五〇〇円	二、〇〇〇円	一、六〇〇円	一、一五〇円	八〇〇円	四、七〇〇円	二、九五〇円	二、五〇〇円	二、〇〇〇円	一、八五〇円	一、五〇〇円	一、二〇〇円	九〇〇円
一、七五〇〇円	一、五〇〇〇円	一、三〇〇〇円	一、〇五〇〇円	八〇〇〇円	六、〇〇〇円	四、〇〇〇円	二、四〇〇円	一、五〇〇〇円	一、三〇〇〇円	一、一〇〇〇円	九、五〇〇円	七、五〇〇円	六、〇〇〇円	四、五〇〇円

第五十七条第一項第三号ア(2)														
	第五十七条第一項第三号ア(1)													
	第五十七条第一項第二号ウ(2)													
	第五十七条第一項第二号ウ(1)													
	六、三〇〇円													
	四〇、五〇〇円													
	七、五〇〇円													
	一五、一〇〇円													
	一〇、二〇〇円													
	二〇、六〇〇円													
	一二、〇〇〇円													
	一四、五〇〇円													
	一七、五〇〇円													
	二〇、〇〇〇円													
	二二、五〇〇円													
二五、五〇〇円														
二九、〇〇〇円														
二六、五〇〇円														
三二、〇〇〇円														
一六、〇〇〇円														
一三、五〇〇円														
一四、五〇〇円														
一一、五〇〇円														
一〇、〇〇〇円														
九、〇〇〇円														
七、五〇〇円														
六、〇〇〇円														
一〇、五〇〇円														
五、五〇〇円														
八、〇〇〇円														
四、〇〇〇円														
三、二〇〇円														
二〇、五〇〇円														

第五十七条第一項第三号イ	三八、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	
	四四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	
	五〇、五〇〇円	二五、五〇〇円	
	五七、〇〇〇円	二八、五〇〇円	
	六四、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	
	三三、〇〇〇円	一六、五〇〇円	
	四一、〇〇〇円	二〇、五〇〇円	
	四九、〇〇〇円	二四、五〇〇円	
	五七、〇〇〇円	二八、五〇〇円	
	六五、五〇〇円	三三、〇〇〇円	
	七四、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	
	八三、〇〇〇円	四一、五〇〇円	
	第五十七条第一項第四号	一七、三〇〇円	九、〇〇〇円
		二三、五〇〇円	一一、〇〇〇円
		二三、六〇〇円	一二、〇〇〇円
第五十七条第一項第五号			

第五十七条第二項第二号	第五十七条第二項第一号	三、七〇〇円	一、八〇〇円
		四、七〇〇円	二、三〇〇円
		六、三〇〇円	三、二〇〇円
		五、二〇〇円	二、六〇〇円
	第五十七条第一項第六号	四、五〇〇円	二、五〇〇円
		六、〇〇〇円	三、〇〇〇円
		八八、八〇〇円	四四、五〇〇円
		七〇、四〇〇円	三五、五〇〇円
		六一、二〇〇円	三一、〇〇〇円
		五三、二〇〇円	二七、〇〇〇円
		四六、四〇〇円	二三、五〇〇円
		四〇、八〇〇円	二〇、五〇〇円
		三六、〇〇〇円	一八、〇〇〇円
		三一、六〇〇円	一六、〇〇〇円
	二七、六〇〇円	一四、〇〇〇円	

	六、三〇〇円	三、二〇〇円
	八、〇〇〇円	四、〇〇〇円

附則第九条第九項を同条第四項とし、同条第十項中「附則第九条第八項又は第九項」を「附則第九条第三項又は第四項」に、「附則第九条第八項から第十項まで」を「附則第九条第三項から第五項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第十一項を削る。

附則第十七条第一項中「にあつては」を「には」に、「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附則第十九条第一項中「においては」を「には」に改め、同項第一号及び第二号を削り、同項第三号を同項第一号とし、同項に次の一号を加える。

二 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの期間 平成二十八年 年度分

(奈良県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 奈良県税条例等の一部を改正する条例(平成二十七年七月奈良県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第一条中奈良県税条例第三十三条の改正規定及び同条例附則第七条の三の二の改正規定を削る。

附則第一条第四号中「第三十三条の改正規定、同条例附則第七条の三の二の改正規定、同条例」を削る。

附則第三条第二項から第五項までを削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

(事業税に関する経過措置)

第二条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新条例第三十二条第一項第一号アに掲げる法人（三以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人を除く。次項において同じ。）で、施行日から平成二十九年三月三十一日までの間に開始する事業年度の新条例第三十二条の四第一項第一号アに規定する付加価値額（当該事業年度が一年に満たない場合には、当該事業年度の付加価値額に十二を乗じて得た額を当該事業年度の月数（当該月数は、曆に従い計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。以下この条において同じ。）で除して計算した金額。次項から第五項までにおいて「平成二十八年度分調整後付加価値額」という。）が三十億円以下であるものについては、当該事業年度に係る新条例附則第七条の三の二の規定により読み替えられた新条例第三十三条第一項第一号に規定する合計額（次項において「平成二十八年度分基準法人事業税額」という。）が次に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額の四分の三に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る付加価値額、資本金等の額又は所得について地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下「改正法」という。）第一条の規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「新法」という。）第七十二条の二十五の規定により申告納付すべき事業税額、新法第七十二条の二十八の規定により申告納付すべき事業税額又は新法第七十二条の二十九の規定により申告納付すべき事業税額（次項から第五項までにおいて「平成二十八年度分法人事業税額」という。）から控除するものとする。

一 当該事業年度の新条例第三十二条の四第一項第一号アに規定する付加価値額（二の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、新法第七十二条の四十八の規定により関係道府県に分割した後の付加価値額とし、当該付加価値額に千円未満の端数がある場合又は当該付加価値額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。）に、平成二十八年三月三十一日現在における第一条の規定による改正前の奈良県税条例（以下「旧条例」という。）第三十三条第一項第一号アに規定する税率によって定めた率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

二 当該事業年度の新条例第三十二条の四第一項第一号イに規定する資本金等の額（

二の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、新法第七十二条の四十八の規定により関係道府県に分割した後の資本金等の額とし、当該資本金等の額に千円未満の端数がある場合又は当該資本金等の額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。）に、平成二十八年三月三十一日現在における旧条例第三十三条第一項第一号イに規定する税率によって定められた率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

三 当該事業年度の新条例第三十二条の四第一項第一号ウに規定する所得を新条例第三十三条第一項第一号ウの表の上欄に掲げる金額の区分によって区分した金額（二の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、新法第七十二条の四十八の規定により区分し、関係道府県に分割した後の金額とし、当該金額に千円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。）に、平成二十八年三月三十一日現在における当該区分に応ずる旧条例附則第七条の三の二の規定により読み替えられた旧条例第三十三条第一項第一号ウの表の下欄に掲げる税率によって定められた率を乗じて得た金額を合計した金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

3 新条例第三十二条第一項第一号アに掲げる法人で、平成二十八年分調整後付加価値額が三十億円を超え四十億円未満であるものについては、平成二十八年分基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額に四十億円から平成二十八年分調整後付加価値額を控除した額の三倍に相当する額を乗じてこれを四十億円を除して得た額に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、平成二十八年分法人事業税額から控除するものとする。

4 新条例第三十二条第一項第一号アに掲げる法人（三以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に限る。次項において同じ。）で、平成二十八年分調整後付加価値額が三十億円以下であるものについては、施行日から平成二十九年三月三十一日までの間に開始する事業年度に係る新条例附則第七条の三の二の規定に

より読み替えられた新条例第三十三条第三項第一号に規定する合計額（次項において「平成二十八年度分基準法人事業税額」という。）が次に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額の四分の三に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、平成二十八年度分法人事業税額から控除するものとする。

一 当該事業年度の新条例第三十二条の四第一項第一号アに規定する付加価値額を新法第七十二条の四十八の規定により関係道府県に分割した後の付加価値額（当該付加価値額に千円未満の端数がある場合又は当該付加価値額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）に、平成二十八年三月三十一日現在における旧条例第三十三条第三項第一号アに規定する税率によって定められた率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

二 当該事業年度の新条例第三十二条の四第一項第一号イに規定する資本金等の額を新法第七十二条の四十八の規定により関係道府県に分割した後の資本金等の額（当該資本金等の額に千円未満の端数がある場合又は当該資本金等の額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）に、平成二十八年三月三十一日現在における旧条例第三十三条第三項第一号イに規定する税率によって定めた率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

三 当該事業年度の新条例第三十二条の四第一項第一号ウに規定する所得を新法第七十二条の四十八の規定により関係道府県に分割した後の金額（当該金額に千円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）に、平成二十八年三月三十一日現在における旧条例附則第七条の三の二の規定により読み替えられた旧条例第三十三条第三項第一号ウに規定する税率によって定めた率を乗じて得た金額を合計した金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

5 新条例第三十二条第一項第一号アに掲げる法人で、平成二十八年度分調整後付加価値額が三十億円を超え四十億円未満であるものについては、平成二十八年度分基準法

人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額に四十億円から平成二十八年度分調整後付加価値額を控除した額の三倍に相当する額を乗じてこれを四十億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、平成二十八年度分法人事業税額から控除するものとする。

6 新条例第三十二条第一項第一号アに掲げる法人（三以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人を除く。次項において同じ。）で、平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に開始する事業年度の新条例第三十二条の四第一項第一号アに規定する付加価値額（当該事業年度が一年に満たない場合には、当該事業年度の付加価値額に十二を乗じて得た額を当該事業年度の月数で除して計算した金額。次項から第九項までにおいて「平成二十九年度分調整後付加価値額」という。）が三十億円以下であるものについては、当該事業年度に係る新条例第三十三条第一項第一号に規定する合計額（次項において「平成二十九年度分基準法人事業税額」という。）が次に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額の二分の一に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る付加価値額、資本金等の額又は所得について新法第七十二条の二十五の規定により申告納付すべき事業税額、新法第七十二条の二十八の規定により申告納付すべき事業税額又は新法第七十二条の二十九の規定により申告納付すべき事業税額（次項から第九項までにおいて「平成二十九年度分法人事業税額」という。）から控除するものとする。

一 当該事業年度の新条例第三十二条の四第一項第一号アに規定する付加価値額（二の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、新法第七十二条の四十八の規定により関係道府県に分割した後の付加価値額とし、当該付加価値額に千円未満の端数がある場合又は当該付加価値額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。）に、平成二十八年三月三十一日現在における旧条例第三十三条第一項第一号アに規定する税率によって定めた率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

二 当該事業年度の新条例第三十二条の四第一項第一号イに規定する資本金等の額（

二の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、新法第七十二条の四十八の規定により関係道府県に分割した後の資本金等の額とし、当該資本金等の額に千円未満の端数がある場合又は当該資本金等の額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。）に、平成二十八年三月三十一日現在における旧条例第三十三条第一項第一号イに規定する税率によって定めた率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

三 当該事業年度の新条例第三十二条の四第一項第一号ウに規定する所得を新条例第三十三条第一項第一号ウの表の上欄に掲げる金額の区分によって区分した金額（二の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、新法第七十二条の四十八の規定により区分し、関係道府県に分割した後の金額とし、当該金額に千円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。以下この号において「平成二十九年度分課税標準所得」という。）に平成二十八年三月三十一日現在における当該区分に応ずる旧条例附則第七条の三の二の規定により読み替えられた旧条例第三十三条第一項第一号ウの表の下欄に掲げる税率によって定めた率を乗じて得た金額を合計した金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）と、平成二十九年度分課税標準所得に当該区分に応ずる旧条例附則第七条の三の二の規定により読み替えられた同号ウの表の下欄に掲げる税率を乗じて得た金額を合計した金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）に改正法第八条の規定による改正前の地方人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号。以下「旧暫定措置法」という。）第九条第一号に規定する税率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）との合計額

7 新条例第三十二条第一項第一号アに掲げる法人で、平成二十九年度分調整後付加価値額が三十億円を超え四十億円未満であるものについては、平成二十九年度分基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額に四十

億円から平成二十九年分調整後付加価値額を控除した額を乗じてこれを二十億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、平成二十九年分法人事業税額から控除するものとする。

8 新条例第三十二条第一項第一号アに掲げる法人（三以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に限る。次項において同じ。）で、平成二十九年分調整後付加価値額が三十億円以下であるものについては、平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に開始する事業年度に係る新法第七十二条の二十四の七第三項第一号に規定する合計額（次項において「平成二十九年分基準法人事業税額」という。）が次に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額の二分の一に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、平成二十九年分法人事業税額から控除するものとする。

一 当該事業年度の新条例第三十二条の四第一項第一号アに規定する付加価値額を新法第七十二条の四十八の規定により関係道府県に分割した後の付加価値額（当該付加価値額に千円未満の端数がある場合又は当該付加価値額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）に、平成二十八年三月三十一日現在における旧条例第三十三条第三項第一号アに規定する税率によって定められた率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

二 当該事業年度の新条例第三十二条の四第一項第一号イに規定する資本金等の額を新法第七十二条の四十八の規定により関係道府県に分割した後の資本金等の額（当該資本金等の額に千円未満の端数がある場合又は当該資本金等の額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）に、平成二十八年三月三十一日現在における旧条例第三十三条第三項第一号イに規定する税率によって定めた率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

三 当該事業年度の新条例第三十二条の四第一項第一号ウに規定する所得を新法第七十二条の四十八の規定により関係道府県に分割した後の金額（当該金額に千円未満

の端数がある場合又は当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額。以下この号において「平成二十九年分課税標準所得」という。)に平成二十八年三月三十一日現在における旧条例附則第七条の三の二の規定により読み替えられた旧条例第三十三条第三項第一号ウに規定する税率によって定めた率を乗じて得た金額を合計した金額(当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額)と、平成二十九年分課税標準所得に旧条例附則第七条の三の二の規定により読み替えられた同号ウに規定する税率を乗じて得た金額を合計した金額(当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額)に旧暫定措置法第九条第一号に規定する税率を乗じて得た金額(当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額)との合計額

9 新条例第三十二条第一項第一号アに掲げる法人で、平成二十九年分調整後付加価値額が三十億円を超え四十億円未満であるものについては、平成二十九年分基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額に四十億円から平成二十九年度分調整後付加価値額を控除した額を乗じてこれを二十億円で除して得た額に相当する金額(当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額)は、平成二十九年分法人事業税額から控除するものとする。

10 第六項から前項までの規定は、新条例第三十二条第一項第一号アに掲げる法人に対する平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に開始する事業年度の事業税について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六項	
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで
平成二十九年分調整後付加価値額	平成三十年分調整後付加価値額

第八項		第七項					第六項第三号				
税額	平成二十九年分基準法人事業	平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	値額	平成二十九年分調整後付加価値額	二十億円	税額	平成二十九年分基準法人事業	平成二十九年分課税標準所得	二分の一	税額	平成二十九年分基準法人事業
額	平成三十年度分基準法人事業税	平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	額	平成三十年度分調整後付加価値額	四十億円	額	平成三十年度分基準法人事業税	平成三十年度分課税標準所得	四分の一	額	平成三十年度分基準法人事業税

前項	第八項第三号	平成二十九年分課税標準所得	平成二十九年分法人事業税額	二分の一
		平成二十九年分調整後付加価値額	平成二十九年分基準法人事業税額	
前項	第八項第三号	平成三十年度分課税標準所得	平成三十年度分法人事業税額	四分の一
		平成三十年度分調整後付加価値額	平成三十年度分基準法人事業税額	
		二十億円		
		四十億円		

（不動産取得税に関する経過措置）

第三条 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

第四条 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

第五条 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成二十八年度分の自動車税について適用し、平成二十七年分までの自動車税については、なお従前の例による。

（奈良県企業立地及び宿泊施設誘致を促進するための県税の特例に関する条例の一部

改正）

第六条 奈良県企業立地及び宿泊施設誘致を促進するための県税の特例に関する条例（平成十七年十二月奈良県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表中「百分の一・八」を「百分の〇・九」に、「百分の七・二」を「百分の三・六」に改める。

附則第二条中「平成二十年十月一日」を「平成二十八年四月一日」に、「百分の一・八」とあるのは「百分の〇・七二五」を「百分の〇・九」とあるのは「百分の〇・一七五」に、「百分の七・二」とあるのは「百分の二・九」を「百分の三・六」とあるのは「百分の〇・七」に、「百分の〇・九」を「百分の一・一五」に、「百分の三・六」を「百分の四・六」に、「百分の一・三二五」を「百分の一・六七五」に、「百分の五・三」を「百分の六・七」に改める。

（奈良県企業立地及び宿泊施設誘致を促進するための県税の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第七条 前条の規定による改正後の奈良県企業立地及び宿泊施設誘致を促進するための県税の特例に関する条例の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。